

第55回国土審議会土地政策分科会企画部会

令和5年12月14日

【司会】 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから、第55回国土審議会土地政策分科会企画部会を開催いたします。

委員の皆様方には、お忙しいところを御出席いただき、誠にありがとうございます。私、事務局を務めます、国土交通省不動産・建設経済局土地政策課の濱村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議も、ウェブ会議併用での開催となります。通信トラブル等がもしありましたら、何とぞ御容赦いただきますよう、お願い申し上げます。

ウェブで御参加の皆様におかれましては、御発言の際は、手挙げ機能を活用いただき、マイクのオン・オフを都度お願いいたします。

また、会議の傍聴を御希望された方もウェブにてお聞きいただいておりますこと、御承知おきください。

本日は、野澤委員、染谷委員におかれましては、所用のため欠席の御連絡をいただいております。なお、委員の定足数は満たしておりますことを御報告申し上げます。

その他の省庁側の出席者については、配付しております一覧表をもって、紹介に代えさせていただきます。

会議の議事録につきましては、内容について各委員に御確認いただいた後、発言者を含めて公表いたしたいと存じますので、御了解いただきますよう、お願いいたします。

また、本日の資料につきましては、議事次第に記載のとおりでございます。資料については、事前送付または席上配付しておりますほか、画面のほうでも表示いたします。不備等ございましたら、チャット機能にて事務局にお申しつけください。

それでは、これより議事に入ります。以降の議事進行につきましては、部会長の中井委員にお願いしたいと存じます。

中井部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

【中井部会長】 皆さん、おはようございます。

それでは、早速、審議に入りたいと思います。議事次第に沿って、議事を進めてまいりたいと思います。

今回は、前回の議論を踏まえまして、土地基本方針の改定に向けた議論を進めてまいりたいと思います。本日、3種類の資料が用意されておりますけれども、資料1は土地基本方針関連施策の評価指標について、資料2は土地政策で目指す方向性等について、資料3は企画部会での提案等を踏まえた今後の対応について、こちらは、これまで委員の先生方にプレゼンテーションしていただいたものをまとめている、そういう資料でございます。説明は、本日は資料1から3まで一括してお願いしたいと思っております。国土交通省不動産・建設経済局土地政策課のほうから一括した説明をしていただいた後に、委員の皆さんからの御意見や御質問を頂戴したいというように思っております。進行への御協力、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料1から3までになりますが、おおよそ25分ぐらいで説明をお願いしておりますので、土地政策企画官、どうぞよろしくお願いいたします。

【土地政策企画官】 土地政策課の堀江でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にして失礼いたします。

それでは、ただいま部会長からも御紹介ございましたけれども、本日、資料を3点、御用意してございます。一括して御説明させていただきたいと思います。極力、コンパクトな御説明になるように心がけますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、資料1でございます。「土地基本方針関連施策の評価」と題しまして、作成いたしました。こちらに関しましては、前回、10月の企画部会において複数の委員から、効果検証等というような、御意見、御指摘を賜りましたので、それを踏まえての作成でございます。

表紙をおめくりいただきますと、この資料の作成の考え方について書かせていただいております。御案内のとおり、現行の基本方針には施策ごとに指標設定等はしてございませんでしたので、今回、各施策の、既存の行政評価、行政事業レビュー等、評価で用いている指標について、担当部局の御協力をいただきまして、幅広に設定いたしましたところでございます。その上で、中段の部分ですけれども、一定の仮定に基づきまして、着色の考え方ということで、評価を実施いたしました。こちらについて具体的に、実際の例を見て御説明させていただきたいと思っておりますので、次の2ページを御覧ください。

真ん中ちょっと上の、イの都市のコンパクト化の推進の部分の一番上のコンパクトシティの推進の項目でございますけれども、こちらに関しましては、立地適正化計画の策定市町村数を目標指標にしてございます。その列を御覧いただきますと、指標のスタート値と、

目標の時期と値、そして最新の実績値という三つの数字が並んでございます。これは緑に着色してございますが、その考え方といたしましては、この指標自体の期間は、平成26年夏から令和6年度末までということで、およそ10年ちょっと、具体的に言うと127か月になります。実際には、最新の数字は昨年度末、令和5年3月時点ということで、期間といたしましては、8年ちょっと、103か月経過しておりまして、期間といたしましてはおよそ81.1%経過しているというところでございます。一方で、指標の進捗でございますけれども、当初、ゼロから600を目指すということで、この進捗、実績値504を目標値600で除しますと84%となりますので、あくまで仮定でございますが、一定の割合で線形に進捗した場合に、それを上回っている場合にはこのように緑ということで、順調に推移していると見られるものというような整理をしてございます。このほかの一つ一つの御説明は割愛させていただきますけれども、6ページを御覧いただければと思います。

項目といたしましては所有者不明土地問題に関する項目の部分でございますけれども、所有者不明土地問題の関係ですが、この制度で法に基づく指標というものを3つ設定してございますけれども、いずれもピンクというところでございまして、こちらの御説明もさせていただきます。指標①の地域福利増進事業の裁定件数でございますけれども、こちらはまだ1件にとどまっております。これは実は所有者探索などに非常に時間や手間を要する事業でございまして、全体としてその取組がまだ限られているというほか、探索の結果、所有者が判明した場合にはこの制度の枠外になりますので、この制度の活用に至らなかった例もあるというような事情もございます。②の対策計画の作成件数や③の推進法人の指定件数についても、昨年11月の施行から1年程度というところもございまして、まだまだ数も限られてございます。ただ、一方で、②の対策計画の作成件数は、この数字、1か月分古いんですけれども、足元のところでは11件まで増えてきておりまして、活用意向を持っている自治体の数などを踏まえると今後も増加していくように見込まれてございますので、引き続き、そういったものを働きかけていきたいというふうに考えてございます。

そのほか、このページにございますように、現行基本方針では各施策は指標をひもづけていないということもありまして、適当な指標設定がないものや評価ができないものはグレー（灰色）にしてございまして、こういったものも全体としては目立っているのかなというふうにも捉えてございます。

以上が、今回、現行の基本方針に基づく施策の指標の設定というか、指標を整理いたしまして、効果検証したものでございます。

資料1については、以上でございます。

続きまして、資料2の御説明に移らせていただきます。「土地政策で目指す方向性等」というふうに題しまして、これも前回の部会での御指摘を踏まえたものも織り交ぜながら整理したものでございます。

それでは、1ページおめくりいただきまして、1ページを御覧ください。前回、土地政策の全体像的なものとか俯瞰的なものというような御指摘もございました。まずは、現行基本方針の関連施策について、縦軸に政策分野を取りまして、横軸は、従来と最新のというような、時間軸をざっくり二つに分割いたしまして、施策についてマッピングをしたものでございます。ある程度ではありますけれども、一覽的に土地政策に関して俯瞰できるものとなっているものと思料いたします。

続きまして、2ページ目を御覧ください。これも、前回、御指摘がございました。今回、土地基本方針を改定するに当たって、どのような社会経済情勢の変化等について捉えているのかというようなことにつきましては、今夏策定されました国土形成計画から引用したものでございます。国土形成計画から、現下の情勢の現状分析というようなものを引用させていただきました。人口減少等に始まりまして、防災・減災、災害リスクへの対応だとか、そういった様々な構造変化というものに記載されてございます。こういったものは、今、現行の基本方針はございませんが、新しい基本方針に向けては、これそのものではもちろんございませんけれども、そういった現下の情勢の構造的変化等といった、改定の背景といったものはしっかり記載する必要があるのかなというふうに考えてございます。

おめくりいただきまして、3ページを御覧ください。このスライドに関しましては、土地政策で目指すべき方向性ということで、今回の基本方針改定に当たりまして、どういった視点で基本方針というものを肉づけしていくのかというところを記載させてございました。今ほど前ページで申し上げたような情勢変化がございまして、人口だけでなく、世帯数も減少に転じるということが見込まれておりますし、いわゆる住宅地の規模目標が減少に転じるというものも、夏の国土利用計画のほうでは示されてございます。こうした構造的な変化の中、資料のほうでございまして、取り組むべき政策課題として、最適な土地利用への転換等に取り組む必要があるというふうに捉えてございます。新しい基本方針では、こういった政策課題を中心といたしまして、防災・減災、環境分野等における、右

下の、ちょっとカラフルに枠囲いしておりますけれども、新たなニーズや社会的要請を踏まえまして、新規施策というものを取り込みつつ、こうした取組の基盤となる施策、人材だとか、お金、情報だとか、そういった部分についても位置づけまして、基本方針全体といたしましては、「サステナブル」な土地利用・管理の実現を図るといったことを目指していきたいというふうに考えてございます。次のページ、お願いいたします。

ただいま御紹介したような基本的な考え方に立ちまして、幾つか、利用だとか、管理、そういった柱がございました。そういった柱ごとに新規事項を盛り込むべき施策というものを整理したものでございます。これら列举してございますタマにつきましては、あくまで現行の基本方針に記載されていない、つまり、令和3年の改定以降に取組が進められているもの、もしくは今後取り組むものという整理でございますので、その点、御留意いただきつつ、御覧いただければと思います。

まず、4ページは、最適な土地利用への転換・適正な管理の確保ということでございまして、幾つかの категорияに分類いたしましたけれども、例えば、空き家・空き地、所有者不明土地対策に関しましては、1個目のボックスの部分、網かけしたところでございますが、ただいま、この企画部会と並行いたしまして、土地政策研究会という検討会も議論を進めてございます。そうした研究会での議論として、非宅地化を含む最適な土地利用への転換等、また、新たな担い手組織の必要性など、そういったものを検討してございます。並行して走っているものですから現時点ではこのような記載ぶりにとどまっておりますけれども、基本方針の改定に向けた中ではしっかりとそういった方向性も位置づけたいと考えてございます。

そのほか、中段の部分は、ちょうど昨日、改正法が施行されましたけれども、空き家対策であるとか、法務省さんのほうで議論を進められております、マンション等の区分所有建物の所有者不明化、管理不全化への対応ということも、新たな事項として盛り込むべきものと捉えてございます。それでは、次のページ、お願いいたします。

上段の農地関係に関しましては、農用地のゾーニングに関する国の関与の強化というものは検討が進んでございますし、下段の環境に関しましては、グリーンインフラ推進というものも、新しい取組として盛り込むべきと考えてございます。

続きまして、次のページを御覧ください。まだ1ポツが続きますけれども、防災・減災という観点からは、大規模盛土対策というの、この間に施行されてございます。その他、この部会のほうでも御提案等ございましたと思いますけれども、事前復興のまちづくりと

いったものもございます。また、その他というところがございますけれども、いわゆる重要土地等の取組に関しまして、安全保障の観点から、現行よりも進捗あるものと考えてございます。

続きまして、7ページを御覧ください。次の柱でございますけれども、土地の流動性の確保というふうに題してございます。市場環境の整備、また、市場の活性化による取組なんかをしっかりと盛り込めたらというふうに考えてございます。環境や地域の課題解決に資するような、いわゆる社会的インパクト不動産の普及といったものも、新しい観点として盛り込まれるのかなというふうに思います。

下段の3ポツのほうは、いわゆる人や、お金の部分などについてでございます。例としては、不動産鑑定士や宅建士を挙げてございますけれども、こういった専門家の皆様の関連であるとか、担い手、また、持続可能な活動を支える資金面での仕組み、そういったものを柱立てとしては盛り込みたいと考えてございます。

最後、8ページでございますけれども、情報の整備・連携・活用関係でございます。DXというものが掲げられて進められているところでございますけれども、来年度、運用が開始されるような土地・不動産情報ライブラリだとか、今、鋭意進められております建築・都市のDXといったものもしっかりと位置づけて盛り込む事項と認識してございます。

最後の5ポツは、これら新しい方向性に関しまして、必要な規制・制度の見直しというものをしっかりと検討していく旨を書いております。

以上、非常に雑駁な御説明でございますけれども、こういった新しい事項に加えて、次回、年明けの骨子作成や本体をつくっていくに当たりましては、しっかりと目玉事項の盛り込み・磨き上げも取り組んでまいりたいと考えてございます。

資料2については、以上でございます。

それでは、最後は資料3についてでございます。「企画部会でのご提案等を踏まえた今後の対応」と題したものでございまして、1年超に及ぶ、委員の皆様、また、ゲストの皆様からのプレゼンテーション等で、様々な御提案、御意見というものをいただきました。これを事務局のほうで少し要約させていただきまして、それへの今後の対応というものを整理したものでございます。

1ページ、おめくりください。一応、カテゴリーというか、分類ごとにしてございまして、1ページは土地政策・計画の在り方等についてでございます。委員から、国の役割であるとか、計画、基本方針策定に当たっての考え方としての仕組みといったものの御提案

なんかもいただいております。次のページ、お願いします。

土地・建物のサイクル、気候変動を考慮した土地利用規制等というところについても、左側のほうで委員の皆様からの御意見等を記載しております。実効性ある維持管理と終末期問題への対応ということだとか、緩やかなインセンティブの提供による誘導型の土地利用転換、そういった御意見をいただいております。

次のページ、3ページを御覧ください。物質循環を考慮した土地利用、グリーンインフラ、環境面での配慮ということでございまして、こちらに関しても、循環するCO₂や水等の資源の最大限の活用、土地利用をどうするかに依存しているということで、この観点は非常に重要だというような御指摘もいただいております。

4ページを御覧ください。今度は災害リスクに関しての土地利用に関する御提案でございます。先ほどの資料にもございましたけども、事前の復興計画の重要性というようなものを御指摘いただいたところでございます。

次のページ、5ページ目をお願いします。こちらは所有者不明土地等対策制度についての課題です。2ページにまたがっておりますけれども、様々な指摘をいただいております。冒頭の評価のところでも、これはまだまだこれからというところも御説明申し上げましたけれども、委員のほうからも、様々な運用改善の御提案、御指摘をいただきましたので、こういったものもしっかりと受け止めてまいりたいと思います。

それでは、7ページ目を御覧いただければと思います。こちらは、担い手だとか、不動産産業の新たな役割ということでございまして、一番上のほうは、農業・林業の担い手の件の言及ですけれども、そのほか、宅建業者の方々の取組であるだとか、そういった御提案もいただいております。

8ページを御覧いただければと思います。こちらは、不動産市場の整備に関しての御意見をまとめさせていただいております。新しいGXであるだとか、そういった観点から、投資マーケットの整備といったものの御提案その他をいただいております。

9ページ目を御覧いただきますと、市場関係の情報の整備に関してでございます。これも、どうしっかり整備して使っていただけるかというような観点からの御指摘、御提案、御意見をいただいております。それを左のほうにまとめてございます。

最期、10ページ目はデジタル社会の実現というタイトルにしてございますが、こちらでも、今、全体としてデジタル化というのが非常に進められておりますけれども、土地政策の分野においてもしっかりとデータの整備等々を行っていく必要があるというような御意

見をいただいております。

今、大変駆け足で、ざっと御覧いただきました。御覧いただいて、左側の御意見、要約させていただいた部分と右側の対応の部分が必ずしも1対1になっていないというところは御容赦いただけると思いますが、こういった皆様からいただいた御意見といったものもしっかりと踏まえて、基本方針の骨子づくり、本体づくりに向けて、つくり込みをしていきたいというふうに考えてございます。

最後に、こちらのほうは委員の皆様方の御意見を要約させていただきました形になりましたが、もし、趣旨が異なるとか、直してほしいというような御要望がございましたら、別途、事務局のほうに御意見をいただければというふうに思います。

資料3についても、以上でございます。

以上3点、大変駆け足かつ雑駁な御説明でございましたけれども、事務局からの説明は以上でございます。

【中井部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、この後は、ただいま御説明いただいた資料を基に、ディスカッションのほうに入ってまいりたいと思います。本日、あと90分ぐらい時間が予定されておりますので、本日御出席の委員は私も含めて15名なので、お一方5分ぐらいはしゃべる時間がありますので、1回じゃなくても構いませんけれども、ぜひよろしく御発言をお願いしたいと思います。

最初に、資料何番の何ページと、もし参照すべきところがあれば、その箇所を御発言いただいた後に、御質問もしくは御意見を頂戴できればと思います。

それでは、委員の皆さんにオープンにしたいと思いますので、皆さん、いかがでしょうか。

オンラインの方は、「手を挙げる」機能を使っていただければと思います。

こちら、実出席の皆さんはいかがですか。どなたか口火を切って。

それでは、吉原委員、お願いいたします。

【吉原委員】 ありがとうございます。大変詳細な資料を作成いただきましたこと、お礼申し上げます。また、丁寧な御説明もいただきまして、大変よく分かりました。

まず、確認のための質問を2点させていただければと思います。その後でコメントを申し上げたいと思います。

確認のための質問ですけれども、資料1の4ページの真ん中辺り、(2)というところで

す。低未利用土地の適切な利用に関する施策、アの低未利用土地の取引の促進というところで、一つ目に低未利用土地の取引の促進とございますが、ここにつきましては、ここに挙げられている「法人及び」という一つの項目のほかに、低未利用土地等の譲渡所得に関わる税制特例措置というものも基本方針で挙げられていたのではないかと思います。この特例措置につきましては、国交省のホームページを拝見したところ、令和4年1月から12月には4,842件の実績があったとのことで、これは利活用が大変進んでいる制度なのではないかと思いましたので、私の見落とししかもしれないのですけれども、ここに入れてもいいのではないかと思ったということの確認点が一つです。

確認点の二つ目は、そのすぐ下です。所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定件数のところで、ここに「再掲」とありまして、その横の数字が1、75、1となっているのですが、6ページを見ますと、3の(1)の③のところにも推進法人の件が再掲で、ここは、0、75、2となっております。また、その下のほう、(2)の③と、その後、7ページにも同じ件が出てきて、イの①ですが、ここも0、75、2となっているということで、4ページだけ数字がやや異なっているように思えたので、ここを確認させていただければと思いました。これが確認点二つです。

続けてコメント……。ここで一旦切ったほうがいいでしょうか。

【中井部会長】 それでは、今の確認のところ、一つ目が……。

どうですか。

【土地政策課長】 御指摘、ありがとうございます。

【中井部会長】 税制の特例のところ。

【土地政策課長】 税制の特例、低未利用土地の100万円の譲渡取得の控除の制度でございます。確かに、先生のおっしゃるとおり、記載は方針にもございまして、この税制、非常に適用件数も多くて、土地の流動化に寄与していると思われます。確かに、せっかくよく使われている制度でもありますので、指標としても掲げてよかったかなと思います。ここは、改定の中で、そうした追記作業をさせてもらえればと思います。

それから、推進法人についての御指摘、申し訳ありません、これは単なる記載ミスでございまして、4ページに書かれてありますのが誤りで、6ページの方が正しいものです。現在、2件、指定が出ております。当初値が0で、実績値が2件というのが正しい数字でございます。失礼いたしました。

【中井部会長】 ありがとうございます。2点目は錯誤ですね。修正をよろしくお願

いたします。

それでは、コメントのほうも、吉原委員、どうぞ。

【吉原委員】 また後で発言したいと思いますので、大丈夫です。ありがとうございます。

【中井部会長】 そうですか。

それでは、ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

奥田委員、どうぞ。

【奥田委員】 今回、資料1のほうで具体的な指標、これはK P Iということになってくるのかもしれませんが、こういう形を設定していただいて、具体的にウオッチをしていただいたということで、非常に分かりやすくなっていると思いました。こういう過程を踏むことで、新たな課題が見つかったり、成果が上がる場合の特性とか、逆に成果が上がらない場合に起こりやすい問題も分かりやすくなってきているのかなと思いますので、ぜひ続けていただければというふうに思っています。

資料2について3点ほど申し上げたいと思うんですけれども、まず、1ページの、時系列にまとめていただいたのは、非常に分かりやすくなっていると思います。上の土地の有効利用・適正管理のところの右側なんですけど、いろいろな施策が打ち出されておりまして、それぞれの地域に応じて当てはまるものを検討していただいているということかと思うんですけれども、日本国としてゴールを考えるときに目標が共通していると思うんです。全体的な同じゴールに向っていろんな施策を打っているということかと思うんですけど、そこが何となく分かりづらくなってしまっていて、いろんな項目だけ出てしまうと自治体さんのほうも混乱するのではないかなと心配になるところもありまして、少し分かりやすく、幾つか整理してもよろしいのかなというような印象を受けました。

次に、4ページなんですけれども、世帯数が減少に転じることが見込まれる中で非宅地化ということの議論がなされているというのは、方向性としてはそうならざるを得ないのかなというふうにも思っているわけですが、宅地が非宅地になるということは、所有者さんにとっては資産価値が大きく変わるんですね。一旦、雑種地等となってしまったときに、今度、それを市場価値でどう考えるのか。また、非宅地化された後に、やはりここは宅地として使いたいというときにどうなるのか。今の開発行為等の手続、非常に難しいところもあったりして、個人の資産価値に影響を与える側面があります。ただ一方で、こういう方向も考えていかなければいけないというのはそのとおりかと思いますので、地域や

個別の不動産、どういうところを対象にしていくのか、具体的な基準と国民が納得できる説明がないとちょっと混乱してしまうのかなというところが懸念されるところでございまして、そこは慎重に御検討いただければというふうに思いました。

それから、7ページの担い手の育成・確保というところで不動産鑑定士も入れていただいております、これは非常にありがたい施策だと思っています。鑑定士の分野においても担い手が不足しているということがありまして、この背景にはいろんな要因が実際あります。業界の中で努力していくべきものもありますので、ここはこことしてやっていく中で、国交省さんの御協力が得られるということであれば、一緒に知恵を出し合って、いい方向に向っていただけるよう、期待しています。

以上です。

【中井部会長】 どうもありがとうございました。

少し御意見をプールした上で、事務局のほうからお答えをお願いしたいと思います。

それでは、続いて、オンラインで、竹中委員、お願いできますでしょうか。

【竹中委員】 竹中です。やはり資料1なんですけれども、こういう指標をつくっていただくと、どれぐらい進んでいるか分かりやすく、大変いいと思います。ただ、グレーになっているところって指標の評価が難しいというところなんですけど、例えば、5ページのウの生態系を活用したE c o - D R Rの推進というのは、47都道府県全部が検討すべきというのが、まだ全然されてないような色にされていますが、実際これは、例えば都道府県のアクションプランの検討みたいなことは、もう既に始まっていると思うんですね。先ほど見たら、令和5年1月の分科会というか、いろいろ資料が見つかりましたので、検討は始まっていると思うんですよ。E c o - D R Rを実際に仕組みとして取り入れていくというのは非常に難しいと思うんですけども、位置づけて検討を始めたというところでは評価できるんじゃないかなと思うので、その辺のカウントの仕方というのがちょっと分からないということと、例えば、同じページのウの一番上の土地の集約・再編というのは、令和6年3月の目標値に対して、0、0ですよ。こういう内容について、どういうふうな指導をするのか、どうやって目標値を達成するようにしていくのか、その辺、何かありましたら、教えてください。

【中井部会長】 ありがとうございます。

これは、質問ということですが、事務局、お答えできますか。指標のつくり方とか、数え方の問題かと思いますが。

【土地政策課長】 先にお話ありましたE c o－D R Rの件なのですが、ここは、まさに形として地域戦略に既に記載ができたものをカウントして、まだ実績が出ないところは0とするか、バーとするかというところかと思いますが、検討に着手しているという、まだ中間的な状態の評価の仕方については考えが至っていなかったというところかと思います。検討に入っているところをどう見るかというのは、また考えていきたいと思います。

低未利用土地の権利設定等促進計画、実績が出ていないというところについては、都市局さんの方で今の施策の検討状況がありましたら、御紹介いただければと思います。

【総務課課長補佐】 御指摘いただきました低未利用土地権利設定等促進計画の作成、現在は0でございますが、この計画につきましては、市町村が土地の所有者と協議しながら作成していくものでございまして、結果として、今、作成に至っていないという状況でございます。ただ、検討中のところがある、それをどう評価するかというのは、今後、課題として認識させていただきますので、引き続き検討したいと思います。よろしくお願いします。

【竹中委員】 どうもありがとうございました。

【中井部会長】 ありがとうございます。

飯島委員、お願いいたします。

【飯島委員】 飯島でございます。資料の御作成と御説明いただきまして、どうもありがとうございました。資料1については、これまでの委員の御発言のとおり、このような形で評価をしていただいたのは意義のあることだと受け止めております。

その上で、幾つか御質問になりますけれども、資料1での評価はP D C Aサイクルで言いますとCになり、これをA（アクション）に移すところは資料2に盛り込まれているのかと思ったのですが、この評価の結果を今後にどのように生かす形でお考えになっているのかを少し具体的にお教えいただけましたらと思います。

資料1の中では未達成の施策も幾つかあり、その施策について、どのように推進するかというだけでなく、撤退するという可能性はないのでしょうか。といいますのは、例えば資料1の5ページのウの土地の利用可能性の向上というところの1番目と3番目は、一定の期間経過しておりますけれども、ほとんど実績値が伸びていないことから、もちろん、制度をつくった以上は実施するためのものだとは言いましても、見直しという点で、何とか進めていくというだけではない可能性もあり得るのかというのが御質問でございます。また、逆に達成できていないものだけではなく、達成されているものについて、なぜうま

く達成できたのかというポイントをこれから生かしていくということもあると思いますので、具体的に何かございましたらお教えいただきたいと存じます。

以上は制度の在り方よりは運用という面で論じられているのに対し、制度の在り方自体で、評価を踏まえて、やっていくべきことがどのくらいあるのかが、もう一つの大きな質問です。まさに様々な施策を総動員して進めていかなければならないことは承知しておりますけれども、行政手法で言いますと規制・給付・誘導の中で、恐らく誘導を基本として様々な資源を投入していく、その資源として、ヒトも、モノも、データも、いろいろなものを組み合わせてやっていくということではあるのですが、様々なものが総動員されているがゆえに方向性が少し見えにくいところがあるようにも思います。そういった辺りの見通しをもしお示しいただきましたら幸いです。

以上でございます。

【中井部会長】 どうもありがとうございました。

ちょっとコメントに近いような御意見かとも思いますので、後でまとめて事務局のほうからお答えいただければと思います。

もうお一方ぐらい、いかがでしょうか。

清水委員、どうぞ。

【清水委員】 清水でございます。ありがとうございます。2点、コメントというか、質問させていただきたいと思うんですが、まず、資料1の6ページなんですけれども、これまでも幾つか出ていますが、グレーのところが気になりまして、グレーのところはどういうところかということ、「適当な評価指標がない場合等、評価できない場合」ということなんですけれども、例えば、この6ページなんかは、上の所有者不明土地の円滑な利用・管理というところでグレーのところは、長期相続登記未了土地の解消、表題部所有者不明土地の登記の解消というのがあります。大変重要なことなんですけれども、ちゃんと指標が明示されていて、目標値も明示されていて、実績値も数字が示されているのですが、これがグレーになっていて、しかも、例えば、長期相続登記未了土地の解消の最初のところ、解消作業に着手した数、これは筆数でということなんですけれども、目標は年に2万1,000筆という具体的な数字が書かれていて、実績値は、これはどう見ればいいのか分からないのですが、令和5年4月の時点で64万3,576ということで、目標値と実績値が整合してないというんですか、実績値のほうはストック的な数字なのかどうか分からないんですけれども、この表をどう見ればいいのかというのがちょっと分かりにくいと。

同じページの下のほうの地籍調査絡みのことでも、当初値と実績値は書かれているけれども、目標値が示されてない。当初はこうで今はこうだということが数字で分かっているんだけど、目標が定められてないというのは、施策として何か違和感を感じる。何で目標が定められてないのかというようなことは、少し違和感を感じました。この辺り、ちょっとお聞きしたいというのが最初です。

2番目は、資料2の7ページなんですけれども、資格のことですね。人材・担い手の育成、奥田先生も御指摘されていたところなんですけれども、私も、不動産鑑定士とか宅地建物取引士、大変重要な資格で、この人たちに活躍をしていただかないと話にならないというふうに思っているわけですが、よく、担い手が少ないとか、資格者の数が少ない。特に宅建のほうは、「都道府県別では減少している府県も多くみられる」というようなことが書かれているのですが、資格をこれまで取られた方が何人というのは分かっているんですけれども、国家資格というのは、現在アクティブに仕事をされている方、あるいは、仕事に復帰しようと思えば、すぐ復帰できて戦力になる方は一体どのぐらいの数あるのかというのは意外に、データがない、分かっていないというのがあるんですね。ですから、潜在的な担い手の方々が今、顕在化している、あるいは、潜在的で、すぐ戦力になれるような方がどのぐらいいるのかというようなことが分かってない国家資格というのは結構多い。私が専門のところで言うと、測量士という国家資格、大変重要な資格なんですけど、そういうアクティブな方が今どのぐらいいるのかというのはデータとしてないというのが現状で、大変困っているわけでございます。不動産鑑定士とか宅地建物取引士の国家資格は、そういう問題がないのか。もしあるなら、今、それに対してどういう対応を取られようとしているのかということをお伺いできればと思います。

以上でございます。

【中井部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいままでのところ、杉山委員と福和委員からも手が挙がっているのですが、ちょっとお待ちいただいて、ただいま、清水委員、奥田委員、飯島委員、お三方からコメント的な御発言がございましたけれども、現時点で事務局のほうから少し、反応、レスポンスをいただければと思います。

【土地政策課長】 御質問、ありがとうございます。奥田委員からお話ありました非宅地化施策の資産価値への影響ですが、もちろんこれは、まだ資産価値があり、宅地として使い道があるにもかかわらず、土地利用の観点からは非宅地化が望ましいからということ

でそっちに誘導していくということを考えているわけではありません。例えば、今、相続土地国庫帰属制度が動いて、かなり申請が上がっておりますが、そのように資産価値が失われてしまっているようなものについて、そこにふさわしい用途として、地目として、非宅地化が望ましいときにそこに誘導していく、あるいは、資産価値としてはまだあるんだけれども利用の需給が合わないというときに、暫定的に、例えば農的利用するといった施策を考えられないかということで、資産価値に悪影響があるような方法で土地利用を誘導していくことは念頭にはないというところでございます。

それから、飯島委員からお話がありました、PDCAのサイクルの中でうまくいっていない施策について、施策がうまく機能するように見直しをする、てこ入れをするということは当然やっていくわけでありますけれども、もちろん施策の内容によっては方向を切り替えて撤退ということもあろうかと思います。法制度については、動いていないので廃止してしまおうというのも、それはそれでなかなか難しいので、そこはどううまく機能させていくかということを考えていくというのが、まず先に来るのかなと思っております。また、うまく動いている施策についても、なぜそれが達成できているのか、機能しているのかを分析して他の施策にも還元していくということは当然あるべき方向だと思っております。

最後のお尋ね、かなり難しいところでございまして、施策あるいは資源をどう投入していくのか、総動員してやっていくのかについて、今まで評価というところは必ずしも頭になかったところで、今回、このように一覧にすることで見えてくるものがあるかと思しますので、今後、政策展開のきっかけとしていければと考えております。

それから、清水委員からのお尋ねでございます。評価指標の中で目標値がないことでグレーになっている。これは、当初、適切な目標を設定していなかったため、結果的にこのような格好で評価のしようがなかったというところでありまして、そのこと自体、今後の計画の見直しの中では、目標の設定をどうするかということも含めて、考えていく必要があるところかなと思っております。

それから、長期未利用土地の評価の仕方については、もし可能であれば、法務省さん、コメントいただければありがたいと思います。また、鑑定士と宅建士の資格を持っている人、それから、アクティブに動いているというところについて、それぞれ担当課からお話できればと思います。

【中井部会長】 では、まず、法務省さん、お願いします。

【法務省民事局民事第二課所有者不明土地等対策推進室長】 法務省でございます。

長期相続登記未了土地の解消作業ですが、ここに今、目標値は年2万1,000筆ということで書いているのですけれども、これは委託作業でございまして、予算の制約があるというところで2万1,000筆なんです、作業を開始した頃はもう少し筆数が多かったということで、実績値のほうは64万筆になっております。また、所有者の方が近隣に土地を持っていられしていると、その方を調べますので、1人の方が土地を三つ四つ持っていられと、それも追加されるということで、64万筆というふうになっております。これは、目標は達成してきているというふうに、私どもでは考えております。

以上です。

【中井部会長】 一応、数値的には平仄は合っているということですね。

あと、資格関係のところですかね。不動産鑑定士と宅建士で、特に即戦力になる皆さんの数字は把握されているかどうかという御質問だったかと思いますが、いかがでしょう。

【企画調整官】 私、地価調査課でございます。まず、清水委員から御指摘をいただきました点でございますけれども、不動産鑑定士について申し上げますと、現在、鑑定士等として登録されている方としては9,800名ほどおりますが、このうち実際に鑑定業務に従事している方というのは4,500名ほどと、把握はしてございます。現在、鑑定業務に従事していない方について、どのくらいの方が潜在的に鑑定業務に従事し得るかということについては、どのように把握できるか、ちょっと検討が必要であると考えております。

また、奥田委員から、不動産鑑定士の担い手の関係についてコメントをいただきまして、ありがとうございます。私ども、近年、鑑定業務に従事している鑑定士の減少傾向が進む中、鑑定士は不動産市場を支えるインフラであるという認識の下で、鑑定士の方々の処遇改善や担い手確保は重要であると認識しておりますので、鑑定業務のみならず、鑑定士の方の専門性を生かした新たな業務領域の拡大につきまして、業界の方とも意見交換をしながら、連携して取り組んでいきたいと考えております。

私も、以上でございます。

【中井部会長】 ありがとうございました。

どうぞ。

【不動産課長】 不動産課です。宅地建物取引士につきましてですけれども、試験に合格して宅建士さんとして登録されている方のほかに、従業するために必要な登録者証というのがありまして、それを5年に一度更新している方、その交付を受けている方、さ

らには交付を受けた上で宅建業者に従事している方、その３段階で統計は取っておりますので、今、足元で従業されている方の数というのは、一応、把握はしております。ただ、課題としましては、それが地域ごとに偏在をしているとか、今後、高齢化の中でももう少し従業していただくことができないかですとか、そういったことについては、宅建士さんの役割をもう少し、地域を含め、啓発することなどによって、業界団体と相談しながら活性化していかなければいけないというふうに考えているところでございます。

【中井部会長】 ありがとうございます。

ほかの委員の皆さんのお話も聞きたいところでございますので、まずは杉山委員、続いて、福和委員、池邊委員、辻委員、この４名の方に順番に御発言いただいてという形にさせていただきます。

それでは、まずは杉山委員からお願いいたします。

【杉山委員】 杉山でございます。私は、質問というか、コメントさせていただこうと思っておりますが、資料１に関しては、極めて網羅的に評価をいただいている、非常に分かりやすくなったと思っております。その中で所有者不明土地のところも例に挙げて御説明いただきましたが、まだ実績値時点の目標達成率が50%未満ということで色分けされた赤い部分が多いというところで、これは国交省としてもお考えのところだと思いますが、法制度や様々な取組をされているのは重々理解しておりますので、今後これをどういうふうに実績値時点の目標を達成しているということで色分けされたグリーン色に変えていくことができるかということが今後も一番重要なことだろうと思っております。

例えば、資料２で人材・担い手の育成を取り上げておられるのですが、地方公共団体において担い手が少ないといった人材の問題がもし現実にあるようであれば、国と地方公共団体がいかに連携を取っていくかということが大事だと思いますし、また、資料２で我々が必要としている宅地建物取引士の問題も取り上げていただいておりますけれども、そういった民間の力もうまく使いながら施策を実施していくということが必要ではないかと思っているところでございます。

それから、資料２の４ページの最適な土地利用への転換のところでも取り上げていただき、これまでは所有者不明土地の対策をいろいろと取っていただいておりますけれども、今後は、４ページの一番下のところでも取り上げていただいた、マンションの区分所有者の所有者不明化が事業的に問題になってくると懸念しております。今後、当初建物の更新をしていく中で、マンションの建て替えが非常に多くなってくると理解しており、そうした

中で、いろいろな施策を取っていただいていることは重々承知しておりますけれども、都度都度、いろんな問題がこれから出てくると想定されますので、今後そうした問題に対しても柔軟な対応をしていただけるとありがたいと思っております。

私からは、以上でございます。

【中井部会長】 ありがとうございます。

それでは、続いて、福和委員、お願いいたします。

【福和委員】 福和でございます。非常に的確な資料を作っていただいて、誠にありがとうございます。私のほうからは、防災・減災の立場から少しだけコメントさせていただければと思います。

今年はちょうど、関東大震災から100年の年であります。それから、来年には南海トラフ地震に関する新たな被害想定の結果が中央防災会議から公表される予定でございますし、首都直下地震対策に関しても10年ぶりの見直しが行われることが予定されております。そういう意味もあって地震対策に関する土地利用の記述をもう少し増やしておくことが望ましいのではないかなと思って、発言させていただきます。

主として資料2についてコメントさせていただきたいと思いますが、例えば、資料2の1ページのところですが、防災等というところを見てみますと、「被災地からの住居の移転」「事前移転の本格化」というような記述がございます。これは本当に住宅だけでいいのかという問題ですが、この国の社会をちゃんと機能維持していこうとすると、住居だけではなくて、いざというときに多くの人を助ける病院ですとか福祉施設、あるいは、この国を維持するためにはなくてはならない産業などについて、危険なところから安全なところに移動していただくというような方向性はやはり打ち出しておいたほうがいいのではないかと感じております。住居だけという記述は少し避けたほうがいいかなと思っているというのが1点でございます。

それから、これも当たり前のことなんですけれども、災害の被害を減らすためには、危険なところから避けるという土地政策の面と、一方で、危険なところであったとしても、社会インフラをきちんと整備して、それに負けないようにするという面と、両方の面で災害とは対峙していくことになると思うんですが、土地利用で無理なところはインフラ整備で、インフラ整備がこれから無理であれば土地利用でという、両者の関係というところを十分意識しなければいけないんじゃないかなというふうに感じています。そういう意味で分かりやすいのが水災害なので、えてしてこういう土地利用のことを書くと水災害のこと

が特出しになってしまうのですが、実は、日本の建築基準法というのは、憲法の制約もあって、最低基準になっています。最低基準であるということはどういうことかということ、安全なところにも危険なところにも同じ建物を造っていいというのが基本になっています。であれば危険な場所は徐々に使わないようにするということが必要で、地震対策という意味であれば、揺れ強い軟弱な地盤とか、あるいは、津波被害を受けやすく浸水可能性があるところとか、地盤が軟弱で液状化危険度が高いところとか、急傾斜地や崖地などのように土砂災害危険度が高いところ、こういったところに対して土地利用政策というのは何らか入っていくことが望ましいのではないかなというふうに思います。一方で、そうではなくて、例えば建築基準法のようなところで災害危険度に応じて建物の安全性を強化するという立場もあると思いますから、この辺りは、対策を考える側の部局と土地利用を推し進める部局との間でどういうふうな落としどころがあるかということを考えていくような施策というのも書いていただけるといいかなと思っております。

それから、もう1点ですけれども、特に南海トラフ巨大地震のような国の半分が被災するような地震の場合には、自治体だけの事前復興という視点ではやはり無理があって、今、6ページのところの事前復興まちづくりは基礎自治体ができることが主体として書かれていると思うのですが、基礎自治体に加えて、本来であれば、国家として国土利用も含めてどういうふうに土地の利用の在り方を災害発生後につくっていくべきかというような議論は事前にしておくべきことではないかなと思います。東京の帝都復興計画がうまくいったのも後藤新平が市長時代につくった計画があったからだと思いますので、それぞれの自治体に加えて、国全体としての復興のビジョンのようなものもどこか視野に入れておいていただけるといいかなと思っております。ただ、いずれも今日出てきているような資料のベースとはちょっと外れるところがあるかもしれませんから、今のようことを念頭に置きながら、こういったような今後の施策の全体像をつくっていただければというコメントでございます。

以上でございます。どうもありがとうございます。

【中井部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、続いて、池邊委員、お願いできますでしょうか。

【池邊委員】 ありがとうございます。池邊でございます。非常に、評価指標とか、その後の目指す方向性とか、いろいろ資料を頂いていいかと思うんですけれども、資料1の5ページですが、先ほどE c o - D R Rの推進のところでもっとやっているのではないかな

というようなお話をいただいたんですけれども、私は、グリーンインフラの推進や、生態系を活用した防災・減災、雨水貯留機能の保全は、目標値の設定はどういうふうになさっているのかと。例えば、雨水貯留機能の保全というのは、ここですと、900あって、実績値が738あって、何か保全がされているように見えるんですけれども、実際は、取り組んでいるだけで、これはみんな、要するに箱ものとして計画をつくっているとかっていうことを、特に生態系のところは都道府県なので、実績ではなく、計画上で位置づけたら、それが推進したことになるのかというところが非常に問題だと思うんですね。グリーンインフラとか、Eco-DRR、雨水貯留機能とかは海外に比べて非常に遅れているということは皆さんも御存じのとおりで、そこがあたかも目標値に達するような感じに書かれているのはどうなのかということで、この目標値の設定の根拠を教えてくださいたいと思います。

【中井部会長】 これは御質問だと思いますので、後ほどお答えいただければと思います。

【池邊委員】 それについては、コメントとしては、それができたから、計画上で計画をつくったからといって推進されているということにはならないので、実績値というような形に直さないと、特に雨水貯留機能の保全なんかは取り組んでいるということだけで目標値を達したというような形はおかしいのではないかというふうに思いますので、それで目標値の根拠を伺いたいということですので、よろしくお願いします。

【中井部会長】 それでは、続いて、辻委員。ここまで御発言をお願いして、少し事務局に戻したいと思います。

辻委員、どうぞ。

【辻委員】 辻です。私のほうからは、4点ばかり、御指摘したいと思います。

まず、自分自身の発表のところも含めまして、各委員の意見を踏まえて今後の検討の方向をうまくきれいにまとめていただけていて、それは私のほうからも深く感謝したいと思います。しかし、きれいにまとめ過ぎていて、いろんな意見があるので、実質的になかなか、簡単に進められるものと進められないもの、それから、担当課として主体的に進めやすいものと、もともとの所管課が非常に強くて調整以上のことはできないところと、いろいろ比重があると思いますので、もう少し軽重が分かるように出してもらったほうが逆に長期的には不信感を持たれないのかなという気もしました。

その中で、もう一つ、全体の目標の立て方として、結構、「最適な土地利用」というのが

あるんですが、「最適」というのは当然なので、目標を言ったことには実質的にならないと思うんですね。ただ、こういう言葉を使わないと全体でうまくまとめられないところがあるのも事実だと思いますけど、なるべく「最適」ということを使わないで、もう少し、できる工夫ができたらしめてほしいと。これがまず、全体に関する1点目です。

2点目としては、先ほどから議論がありました、評価に関する点です。結局、国全体としては5年で成果を見るような形でサイクルを回していくという話になっているのですが、しかし、土地利用に関しては、5年、10年でそんなに成果は出ないと。10年、20年でも短いぐらいで、しかも、国土全体の変化から見ると、大きな変化でも数字としては非常の微細な変化しか出てこないというような特徴があると思うんですね。ですから、なかなか単純に指標がつかれないですとか、まさに「最適」という言葉でしか言えないように、国民の希望も考えると単純に一方向に進むべき道を示せないというような状況になっていると思うので、現実的にはもう少し実態を踏まえた目標値の設定というのを改めて考えざるを得ないという感じがします。今のままですと、特に指標のないものとか、こういうようなものに関しては、いい意味でも悪い意味でも国民のほうに訴える力がなくなっていくので、その点については二つの工夫をする必要があると思っていまして、一つは、土地利用に関しては、目標を示すというよりも、現状値ですね。アウトカムベースの指標って、大体、非常に長期にわたってしか変化しないものが多いので、アウトカムで完全に目標を立てられないですけど、KPIとしてどういう傾向になっているかということについて、幾つか代表的なものを載せると。これが工夫のしどころとしてはあるのではないかなというのが一つ。

もう一つは、政府の努力はそこの中では非常に微細なものになるので、例えばコンパクトシティがいい例だと思うんですけど、確かに、コンパクトシティで適正化計画をつくるようになって、予想以上にたくさんつくることになって、これは努力が表れているんですが、実際問題、コンパクトシティに向けて順調に進んでいるとは言えないわけですよね。そうすると、この指標だけ見ると、結局、今のままでうまく進んでいるような感じも受けて、担当課としては努力しているということはアピールできると思うんですが、しかし、全体として今のままでは大きな限界もあるというのも事実なので、そのことを訴えられないということからしますと、必ず、政府としてやるべきアウトプット指標と並んで、今の人口密度の状況ですとか、空き地の状況ですとか、こういうようなものも併せて示していく工夫をしないと、いい意味で今の状況をアピールして、さらに政策的努力を集中していくと

いうことの訴えにならないんじゃないかというのが2点目です。

それから、3点目として、DX関係のことです。土地に関しては、各所管課があつて、そのところで土地情報をいろいろやっていると思うんですが、問題は政府全体としてどうやって統合していくかということだと、私は思っています。個人に関しては、何だかんだいってもマイナンバーが出てきましたので、マイナンバーを中心に全体を統合していくという流れができてきていると思います。今、法人に関しても、課税上どうしても法人ナンバーについてより精査して正規につくっていかなくちゃならないということになっているので、税制上の観点から法人に関しても何らかの統一コードに基づいてDX上も対応できるような形をつくっていくということになると、やっぱり争点になるのは土地関係の情報ですね。土地に関して横断的な土地利用情報を、民間情報じゃなくて政府情報としてしっかり一つに集約していくと。そういう標準化に向けて努力をしていくことが必要じゃないかと思ひまして、今後、適正な土地利用を進めていくに当たって、農地だけではなく、国の関与をある意味では強めていくというのは必要なことだと私も思うんですが、その第一歩としては、アナログな関与を強くするんじゃなくて、今の土地利用状況がどうなっているかということ、システム上、見える化していくと。このことについて国がしっかりやっていくというような制度をつくりながら、やっぱり土地情報の一元化。民間に頼らず、政府情報でしっかりこれを出せるかどうかと。ここにもう少し力点を置いていいんじゃないかというふうに思います。

最後に、4点目として、土地利用の横断化を考えていったときに、最終的に、土地利用関係、結構大きな課題になってくるのは、都市計画上の用途と課税項目上の区分がうまく対応しているとは限らないということになっていて、これは、両方ともそれぞれ別々に情報を公開していくと必ず、政府全体として問われるところになります。そう簡単に完全一致はならないにしても、こういうことについてもう少し重点的にどうするかというのを調整する担当課としてしっかりやれるかどうかは、一つ重要なところじゃないかというふうに思います。

以上です。

【中井部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、事務局からレスポンスをいただきたいと思うのですが、かなり多岐にわたって御意見が出ていますので、多分、土地政策課だけじゃなくて、ほかの課の皆さんも御協力いただかないと駄目かなと思いますが、まずは土地政策課からお願いいたします。

【土地政策課長】 ありがとうございます。施策指標に関してですけれども、ここの設定の難しさは最後に辻先生から御指摘いただいたとおりなのかなと思っております。そこで、池邊委員から御指摘がありました、取り組んでいるだけで指標あるいは成果としているのかという点について、恐らくこれは、土地政策に限らず、行政施策の評価に共通的な悩みなんだろうと思います。どうしてもアウトカムの、最終的に世の中がどうよくなったのかというところの評価設定が難しいというところであろうと思います。特に、御指摘のあった、グリーンインフラ、E c o - D R R、雨水貯留機能の保全に関してでありますけれども、これはそれぞれの施策の担当課が行政事業レビュー等で設定したものを引っ張ってきております。各担当課にも御指摘を共有して、この指標設定はどうあるべきかというところは議論させてもらいたいと思います。

なお、雨水貯留機能のところの「あらゆる関係者が連携して取り組む流域治水として流域対策に取り組む市町村数」というところで、かなり漠っとしていますけど、中身については、流域治水に関する条例を制定している市町村、流域治水に関する助成制度を設けている市町村、雨水貯留施設を設置している市町村ということで、ちゃんと施策の裏づけがあるものを足したものだということです。単に計画等で気合で取り組んでいるというだけではないということはお伝えしておきたいと思います。

それから、ちょっと遡って、福和委員から御指摘のありました、地震対策に関してであります。御指摘のとおり、土地利用で受けるところ、インフラで受けるところ、建築基準で受けるところがあって、それをどう役割分担していくかというところだろうと思います。今後、そうした役割分担を踏まえて、土地基本方針としてどこを対処していくのかというところはよく議論をした上で、どう落とし込むか検討したいと思っております。

土地政策課からは、以上です。

【中井部会長】 杉山委員のほうからマンション建替えのお話が出ていましたが、これはほかのところでお答えいただけるということですか。

【土地政策課長】 マンション建替えにつきましては、今まさに法務省さんの方で建替えの円滑化を含めた区分所有法の改正を具体的に検討を進めておられると思いますので、そこで期待されているところに対応するところはかなり出てくるかと思いますが、もし法務省さんで補足していただけるのなら、お願いしたいと思います。

【中井部会長】 では、陪席の省庁の皆さん、あるいは陪席の関係課の皆さんからは、いかがでしょうか。

どうぞ。

【情報活用推進課長】 情報活用推進課というところにおります、矢吹です。よろしくお願いします。

辻先生から、情報のお話をいただきました。おっしゃられた、マイナンバーとか法人の番号制度を使って、より効率的に事務を処理するとかのところが期待されるということで、そういうふうを受け止めをしました。不動産も、先生、御案内のとおり、いろんな情報が積み重なって、いろんな評価がされるということだと思います。そういう考え方に沿って不動産に固有のIDを振るというプロジェクトを走らせておりまして、不動産IDというふうに呼んでいます。IDそのものは数字でありますので、そこに意味があるというわけではないのですが、大事なのはIDを通じて、例えば、これも別途のプロジェクトですが、都市の3DモデルのPLATEAUに搭載されている情報をつなぐということだったり、どこまでオープンにできるかという議論はありますけれども、同じく建物の情報を扱うBIMの仕組みとくっつけて、IDを持っていろんな情報を引き出しやすくすることとは進めているところであります。そのほか、これは私の課としての所管になりますけど、国土数値情報という、実は50年ぐらい歴史があるGISデータの整備というものも進めていまして、そういうものも組み合わせて、どこの土地にどういう情報があるのかということをつかりやすく提供していったら、結果としては、最適な土地利用になるとか、消費者の合理的な選択に寄与するとか、ひょっとしたら民間主体が都市開発しやすくなるとか、そういう効果をもたらせるように、少し政策を進めているところであります。

御報告でございます。

【中井部会長】 ありがとうございます。

ほかに御発言はございますでしょうか。

なければ委員の皆さんのほうの御発言に戻りたいと思うので、今、お手が挙がっているのは、松尾委員、瀬田委員、浦川委員、それから、2回目になりますけれども、以前、質問だけだったということで、吉原委員、それから、谷山委員、そこら辺まで一気に行きましょうか。

では、松尾委員からお願いします。

【松尾部会長代理】 中井部会長、ありがとうございます。既に委員の方々から出された意見や質問と重なる部分もありますが、3点ほどコメントしたいと思います。

第1点目は、評価指標をつくって土地の有効利用や適正管理を進めるということは、非

常に画期的で、良い方向に向い始めたと感じております。現在の評価指標の中には、計画の策定段階のものと、計画の実施段階のものと、両方が入っておりますけれども、恐らく今後はこれらが整理されていって、計画を策定し、実施し、今どういう状況になっているのかということについて、共有することが容易な分かりやすい評価指標ができていくんだろうと思います。その出発点として、この視点は非常に高く評価されるべきだと感じました。

そういう観点から、例えば、この評価指標の中で、資料1の8ページに挙がっておりますが、市町村による地籍調査の実施がどこまで進んでいるのかということは、国民的にも非常に関心の高いところですので、今、第四の1の①で地籍調査の優先実施地域での進捗率ということが挙がっていますが、地籍調査全体の進捗率がどうかということについても常にウォッチすることができて、その中で優先実施地域での進捗率はどうかというふうに示していただくのが分かりやすいのではないかと思いました。これは一例ですが、見たときに土地の有効利用・適正管理に向って今どういう状態にあるのかということが常に分かるように工夫されることを期待したいと思います。

それと関連しますけれども、こういった情報を多くの方がたえず共有して問題意識を高めるとことが重要であると思います。これは、国や公共団体だけでなく、一般市民もこういう情報を共有して、国民的な問題意識を高めていくというふうに活用されていくなれば、この評価指標がより有効に利用できるのではないかと思います。ぜひ、そちらの方向に向かう運用をお願いしたいと思います。

それから、第2点目は、今回の部会では次の土地基本方針の改定に向けてどういう視点を盛り込むかというのが重要な論点かと思っておりますけれども、現時点での評価指標を見た上で、どういう問題点が挙がってきていて、この評価指標をレビューした中から、次回の土地基本方針に盛り込むべきものは何かということについての総括が必要ではないかと思っております。せっかく評価指標について詳細な基準をつくり始めていただいておりますので、この中で次の土地基本方針において特にどこに重点を置いて取り組むべきか、レビューの取りまとめをお願いしたいと思います。これは、既に委員の方々から出された要望かと思っております。

3点目は、次回の土地基本方針の改定とも絡みますが、こういうミクロな基準とともに、マクロ的な視点も重要であると思います。とりわけ、前回の会議でも出ておりましたが、国土形成計画および国土利用計画とのリンクをどうやって図っていくのかということも、

分かりやすく前面に出すということも重要であると思います。今日の資料2の1ページとか3ページでは、そういう観点にも言及していただいておりますけれども、例えば、これはいろんな見方があると思いますが、令和5年7月に閣議決定された第3次国土形成計画および第6次国土利用計画と、土地基本方針とを結ぶ接点として、二つの重要な視点があると思います。一つは、土地の有効利用・適正管理について、ボトムアップ型に管理計画を作成していくという視点です。それから、二つ目に、そういった地域における管理計画を地域間で連携していく、地域間ネットワークの形成、とりわけ、都市と地方の連結の強化という視点も強く打ち出されていると思われます。地域管理構想については、資料2の1ページでも、近年導入・拡充を強化しているということで挙げていただいておりますけれども、そういったことを地域間でお互いに認識して、どこでどういう計画をつくって進めているか、相互の補完関係や連携強化の可能性がないかということを知ることによって、土地の有効利用・適正管理を促進する効果があると思います。市町村計画および地域管理計画の進捗状況についても指標に挙げていただいておりますが、ボトムアップとネットワークという視点も、ぜひ前面に出していただいて、土地基本方針の改定版のほうに意識的に盛り込んでいただくということも、より分かりやすい土地利用・管理の推進ということに資するのではないかというふうに感じました。

私からは、以上です。ありがとうございます。

【中井部会長】 ありがとうございます。

それでは、続いて、瀬田委員、お願いします。

【瀬田委員】 よろしく願いいたします。私からは、3点、お伝えさせていただきたいと思います。

まず1点は、指標に関係してですけれども、資料1の2ページですかね。特に都市的土地利用についての評価指標というのは大体インプットだけで、先ほど先生からも御指摘がありましたけれども、アウトプットやアウトカムの指標がほとんどないというのはちょっと問題ではないかというふうに感じています。確かに、それに対する反論としては、国としては市町村に計画を策定してもらうということがミッションなんだという言い方もあるのかもしれませんが、もしそうだとすれば、国としては、例えばコンパクトシティの推進に対して、どこまでは国がしっかり責任を持ってやって、どこから先は市町村の意思に委ねるかという、その辺の評価の考え方というのをしっかり示すべきなのではないかと思います。私は国としても例えば市街地の集約の割合をしっかりと評価をすべきだと思います。

ていますけれども、そこは国の考え方に委ねるとして、どういう考え方でこの評価指標を示しているのかというのは少なくともしっかり明示すべきじゃないかなというふうに思っています。これが第1点です。

2点目は、資料2の4ページ以降ですけれども、ここでは「次期土地基本方針での新たな記載が想定される事項」と書いてありますが、この中に都市的土地利用についての記載が、広く見れば空き家・空き地はあるんですけども、基本的にはほとんどないというのはおかしいんじゃないかというふうに考えています。この資料の2ページ目には、近年導入・拡充強化された政策として都市を対象とする政策というのがたくさん入っているわけですが、もちろんこの中には既存の土地基本方針に入っているものもあるかもしれませんが、例えば、ウオーカブルシティという言葉は前の方針に入ってなかったのではないかと思います。そういうこともありますので、今回の土地基本方針で都市的土地利用についてどのようなことを目指すのかというのをしっかり示す必要があるのではないかなというふうに思っています。これが第2点です。

最後に第3点ですけれども、これは、先ほど辻先生からも御指摘があった、「最適な」という言葉ですね。私は違う角度からやや違和感があるというふうに申し上げたいと思いますけれども、地域管理構想の策定のときに、例えば、人口減少に応じて手のかからない方法で管理ですとか、あるいは必要最小限の管理といったことも必要というか、そういうところを示すということも必要なのではないかなということ踏まえて地域管理構想というものが示されたわけですが、こういったことが「最適な」という言葉に合わないのではないかなというふうに思っています。過去には、随分前ですけれども、2016年に、「土地政策の新たな考え方」でしたか、この部会で示されたことがありました。そのときに、「創造的活用」という言葉を最適活用と同じような形で、創造的な活用を目指す土地もあるし、最適活用を目指す土地もあると、並列的に示していただいたことがあります。「創造的活用」という言葉がいいかどうかは検討の余地がありますけれども、これから人口減少する中で全ての土地を最適に活用するという言葉が本当に適切かどうかというのは、改めて考えていただきたいかなというふうに思いました。

以上、3点です。ありがとうございました。

【中井部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、続いて、浦川委員、お願いできますでしょうか。

【浦川委員】 分かりました。浦川です。御説明、どうもありがとうございました。全

体の土地基本方針関連、本当に細かく分析していただいている、よくできていると思います。大変感謝しております。その中で、ちょっと具体的な話を1点させていただければと思います。

資料1の4ページ目、(2)のア、低未利用土地の取引の促進という形で、下から2行目の空き家のところに、特に、空き家・空き地バンクを平成30年につくってから、令和5年までの累計等が出ております。成約物件数、物件の掲載数、自治体の参画数、これは累計で出ておりますが、それぞれの年、どの程度増えてきているのか、減ってきているのか。また、エリアはどうなのか。そして、借地権、借家権も当然入っているのかなと。その辺の数字が、後日でも構いませんので、ちょっと知りたいなというふうに思いました。

昨今の資材の高騰から住宅費も非常に上がっている中で、新築住宅の供給が10年連続で100万戸を割ってきて、去年も86万戸と、ほとんどこの数字で近年推移しているのですが、片や空き家は、800万戸を大きく超えて、1,000万戸と、4軒に1軒が空き家になっていくような状況。特に、23区ですけれども、杉並区辺りでは5万戸の空き家があると。そういう中で、各自治体さん、国を上げて、もしくは地方自治体さんもいろいろな策を講じられていると思うんですが、一つ感じたのは、平成4年に定期借地権の改正がされて、事業用借地というのが非常に伸びた実感があります。特に、店舗とか、物流とかの事業用のものですね。事務職、オフィス、一部、工場とか、こういったものですね。ところが、一般的借地とか、住宅の建物譲渡特約付とか、定借分譲マンションが若干出てきたのかなという気はしますが、その辺がまだ進んでないような気がしています。この辺り、特に地価が高くて相続の権利者が多いようなところは、先ほど杉並区と言ってしまったかもしれませんが、世田谷区ですね。こういったところで定期借地権の推進を自治体さん主導でもうちょっとこ入れするような制度ができないかなというふうに思いました。特に新築住宅では、国を挙げて、ローン控除、ZEH（ネットゼロエネルギーハウス）の補助金ですとか、バリアフリー化ですとか、東京都においては太陽光パネルの義務化とか、カーボンニュートラルに向けての対策、そして、リユース、リサイクル、こういった観点からも、やはり新築住宅の供給はこれからも厳しくなっていく。その中で空き家が増えていく。そういった中では借地権の強力な推進といったものも一つ取り組んでみるのもいいのかなというふうに感じましたので、雑感として発表させていただきました。

以上です。

【中井部会長】 ありがとうございました。

それでは、続いて、吉原委員の２回目というか、コメントのほうですね。その次、谷山委員、お願いします。

【吉原委員】 ２回目の発言となりまして、恐れ入ります。コメントとして、資料２について、３点申し上げたいと思いました。

資料２の３ページ目に「土地政策で目指すべき方向性」とございまして、大変分かりやすいと思いました。こうした目指すべき方向性を実現していくためには、インセンティブが必要であろうと思います。そして、個々の課題別の政策を打っていくのと同時に、そのベースとなるマクロ的な政策も必要であろうと思います。この３ページ目の１行目に「土地を取り巻く構造の変化に応じた」取組が必要だということがありまして、社会の構造が変化していることを踏まえて、例えば低未利用地対策とか、いろいろな個々の施策と同時に、それを後押しするような、よりベースとなる政策が必要であろう。それは具体的には、税制と規制だと思います。土地税制について、やはり踏み込まなければいけないのではないかと思います。それから、規制については、ネガティブな印象があるのですけれども、適正な管理を実現するために、人々の安全・安心が高まるような方向での規制というものは必要ですので、資料２の８ページ目の一番下の５の必要な規制・制度の見直しで「インセンティブ付与、支障となる規制の解消」とありますが、解消するだけではなくて、必要なものは新たに設けるべきであると思います。例えば、森林法で林地開発許可制度が改正されたかと思います。山の斜面に太陽光パネルを設置することが地域でいろいろ課題を生んでいて、開発許可要件を１ヘクタールから０．５ヘクタールにした。つまり、厳しくしたということがありました。そうした望ましい土地利用を実現するために必要な規制というのは、しっかりとやっていくべきだと思います。また、望ましい土地利用、低未利用土地の再利用などのために必要な税制というものも、きちんと見直さなければいけないのだと思います。税制の専門家なども議論に入れて、きちんと土地税制の在り方というものを社会の変化に合わせてつくっていく必要があるかと思います。

国交省の土地政策の具体的な担い手は、大きく分けて土地所有者と土地所有者以外だと思います。土地所有者以外というのは、市町村などの自治体と、地域の民間団体などに分かれると思いますが、市町村も、個人の財産である空き地については、どうしても民事の問題だと受け止めがちです。災害の可能性があると、いろいろと危険性が発生して周囲に不利益が及ぶとなれば動き出すけれども、それを未然に防ごうという、問題が発生していない状況ではなかなか、低未利用土地の活用まで手は回らないのではないかと思います。

また、民間の団体なども、人もお金も限られていますので、自腹を切ってまで空き地の活用に乗り出そうというようなところは本当に少ないと思います。そうした中では、社会の仕組みとして、税制でいろいろなインセンティブを付与していくということ、それから、規制などで大きく社会の活動というものを方向づけていくということが必要であろうと思っております。

相続土地国庫帰属制度のことが何度か御議論の中で出てきていますが、最新の情報を聞いたところ、これまでの延べ相談件数が1万9,559件に上っているそうです。今年2月22日から事前相談が始まって11月30日までの9か月間で約2万件の、相続した土地を手放せるかどうかということについての相談が、全国から法務局きています。それだけ多くの相談がある中で、資料1で示していただいた各施策の実績の数字というものは、かなり桁が違うというのは否めないところだと思います。そうした社会の問題の進行スピードに対して、はっきり言って今の施策がそのスピードに追いついていないのだろうと思います。そこはきちんと直視をして、土台となるところも手を入れていかなければいけないと思います。それが1点目です。

2点目は、森林についても、きちんと大きな方針を出していくべきだと思います。日本は国土の3分の2が森林です。今の基本方針では森林についてはほんの四、五程度しかないのですけれども、森林というどうしても林業経営のことになってしましますが、国土、土地としての保全の在り方、特に、防災の観点とか、環境問題、それから、再生可能エネルギーとのバランスの問題など、本当にいろいろな問題が森林にはあると思いますので、土地政策として森林にもっと焦点を当てる必要があると思います。

3点目ですが、先ほど土地情報の一元化の重要性というお話がありました。土地というのは、公共性が高いものであると同時に、個人の財産ということから、民事と切り離せないということがあります。そこにも目配りをしながら情報を集めていく必要があります、その観点では、相続放棄された土地の情報をこれからどう把握をしていくのかということが、もしかしたらこの場で申し上げるのはあまり適切ではないかもしれないのですけれども、これは必要なことだと思います。相続放棄が年間20万件を超えて、増加傾向にあります。相続放棄をされますと、家庭裁判所しか、その情報は持っていないのですね。不動産登記簿にも反映されませんし、その土地が例えば公共事業に当たるとか、あるいは、利害関係人が財産管理人を申し立てるなどしない限り、誰も、管理責任を負わない、利用にも踏み出さないという、宙に浮いた状態になる。もし相続放棄されて相続人不存在となった不

動産の情報が共有されれば、例えば地域福利増進事業においても、そこは所有者不明であるということが確定しているので、すぐに裁定申請に乗り出せることになります。そうした社会の構造の変化に合わせて、国として取るべき情報も変わってくると思っております。

長くなって、失礼いたしました。

【中井部会長】 ありがとうございます。

では、谷山委員、どうぞ。

【谷山委員】 委員の谷山です。私からは、コメントとして3点、お話しできたいと思います。

1点目は、資料の順番でいきますと、資料1になります。こちらは非常に分かりやすく現行の施策が可視化されていますので、まさにEBPMといいますか、モニタリングする上では非常に分かりやすい資料になったと思っています。実際、他の委員の皆さまから非常にたくさん質問も出ていますが、これをこの2か月ぐらいで作られたというのは非常に大変だったと思いますし、非常に良い資料になっていると思います。そして、これをファーストステップ（第一歩）として、これから実際にモニタリングする中で随時更新をしていければ良いと思います。

ただ、幾つか細かい点を申し上げれば、例えば8ページ目にあるような不動産価格指数のホームページでの年間公表回数12回というのは、これは月次の指数なので12回で当たり前だと思います。このように1個1個見てしまうと突っ込みどころもいっぱいあるような気もしますが、この指標は適切なのかというところと併せて、今後のロードマップという観点からはこれは毎年線形に伸びていくものでもないと思いますので、この目標をどういうふうに達成していくのかというところは、この資料1をこれから随時更新していくことによって理解が進んでいくのではないかと思います。

そして、2点目はDXに関連する論点になります。資料3の一番後ろのページに私の意見を出していただいておりますが、三つ目のところに「建設・不動産業はデジタル化すると売上が下がる傾向が見られる」と書かれてしまっています。第51回の企画部会の際、私はそういうつもりでしゃべったわけではなく、正確に言うと売上げが下がるというよりは、他の産業に比べると不動産業はデジタル化しても売上げが上がらないという傾向が非常に特徴的に見られます。その理由としては、まだまだ建設・不動産業においては、DXはコスト削減というところに非常に力点が置かれていて、いわゆる売上げのアップというところにつながっていないというのが、他の産業との大きな違いだと思っています。そのた

め、トップラインの向上というところに対して、いかにして土地政策を進める上でDXをつなげていくのかというのが重要だと思っています。資料2の7ページ目や8ページ目で、土地の流動性の確保や情報の整備・連携・活用、デジタル証券の活用やデータの公開、そして建設・都市のDXによるデータ連携というところが見込まれております。まさにこのような取り組みを推進し、いかにして建設・不動産そして土地に関連する産業のトップラインを上げていくのかというところについて、ユースケースも含めて、どのように成長していくのかという論点が書かれると良いと思っています。実際、例えば、「デジタル証券等の」というところを見ても、投資家保護の観点から実効的な監督体制の整備を図るというのはもちろん大事ですが、このようなデジタル証券を使って、例えば、社会的なインパクト不動産や地域の活性化、そして土地の流動性などをいかに増やしていくのかというようなところに関しても、何らかの政策的な手当てができると良いと思いました。

そして、最後、3点目のコメントになります。こちらは同じく資料2の3ページ目になるかと思いますが、まさに今回、「サステナブル」な土地利用・管理の実現というふうに括弧書きでサステナブルという言葉が出てきているかと思っています。前回の土地基本方針ではサステナブルという言葉はあまり出てきていなかったかと思いますが、まさに持続可能性を意識したような土地利用・管理の実現というところは非常に良い言葉だと私自身は思っています。ただ、ややもするとサステナブルという言葉は、現状維持といいますか、マイナスのものをなるべく減らしていくという観点が非常に強く前面に出てくる言葉でもあります。ここでは成長という論点といいますか、持続可能な成長というのを目指していくような土地利用や管理の実現というのがあると良いと思っています。現状維持であったり、マイナスをゼロにというよりは、なるべくプラスになっていくような雰囲気やニュアンスが、サステナブルという言葉であったり、最近であればリジェネラティブと言ったりしますが、何らかプラスになるような方向性で土地利用であったり管理の実現というのが推進されていくと良いと思いました。

以上、私からは3点になります。

【中井部会長】 ありがとうございます。

それでは、草間委員、お待たせしました。よろしくお願いいたします。

【草間委員】 全宅連の草間です。私からは、2点ほどございます。

まず1点目は、資料2の4ページに空き地対策と空き家対策の一体的推進とありますが、現在でも空き家に関する取組は多くの宅建業者が取り組んでおります。ここに「課題や対

策が共通することが多い空き家対策と空き地対策を一体的に進め、両対策の円滑化・効率化を図る。」とありますが、私も、これについては一体的に進める必要があると思います。空き家等管理活用支援法と土地利用円滑化等推進法がどのような形で取り組むのか、少しイメージが湧かないので、もし活用方法等が分かれば、教えていただきたいというふうに思います。

そして、資料2の7ページの3に人材・担い手の育成・確保とございます。宅建業者は、地域によっては減少しているところもございます。空き家についても地方では増加し、1宅建業者当たりの空き家数も多くなっております。空き地・空き家の解消に向けた取組を行うには地方の宅建業者の役割は重要と考えておりますので、ここに記載されております、宅建士の確保に向けた具体的な方法をぜひ検討していただきたいというふうに思います。

私からは、以上です。

【中井部会長】 ありがとうございました。

最初のほうで御発言された竹中委員、もう1回お話ししなくて、よろしいですか。

【竹中委員】 よろしいですか。実は、ちょっと言いたかったのです。

【中井部会長】 どうぞ。

【竹中委員】 短くですが、資料2などでは、カーボンニュートラルだけでなく、ネイチャーポジティブといったようなワードが出てきます。これは本当に環境問題で、今後、環境省さんが全体的に取り組もうとしているところですけれども、これは国交省のこのシートの中でどういうふうに関わるのかというのがよく分からない。それは、ほかの食料生産、食料安全保障だとか、農林生産者の確保、森林関係のこととか、他省庁との連携なしでは達成できないところがいっぱいあると思うんですね。今回の資料はその辺がちょっと分かりにくくて、この全てを国交省さんがやるというわけではないと思いますので、他省庁との連携を、どこまでは他省庁でやって、ここの部分は国交省がやるということが分かるような資料を作っていただきたいなというふうに思いました。

以上です。

【中井部会長】 どうもありがとうございました。

ほかの委員の皆さん、これが今日最後の御発言の機会になりますが、いかがですか。

よろしいですか。

それでは、事務局のほうから、まずは土地政策課にお願いしたいと思いますが、全部にお答えするのは無理だというのは分かっていますので、次回に向けてこういう点に配慮を

して検討したいというような言い方をされるのがいいかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

【土地政策課長】 ありがとうございます。時間が少ない中で、申し訳ありません。

瀬田先生、谷山先生から、「最適な」とか「サステナブル」といったコンセプトのところについて、御指摘ありました。「最適な」というところについては、共有できる最大公約数的なキーワードということで入れております。ここには消極的に受け入れる管理だとか利用も含めて意味を込めているつもりですけれども、どんなワーディングが打ち出し方としていいのかというのは検討したいと思います。

それから、空き家・空き地バンクの実績については、後日、また情報共有させていただきたいと思います。

草間委員からご発言のあった指定法人に関しどう取り組んでいくかについては、市町村をサポートして、相談窓口をしてもらう、あるいは、市場では流通しない土地・物件についてコーディネートをして動かしてもらったりといったことを期待しております。空き家法の法人、所有者不明土地法の法人、空き家も空き地も共通の課題ですので、例えば同じ法人を共通的に指定して横断的に業務を担ってもらうことも期待をしています。

竹中委員からありました国交省と他省庁との連携、これは、この基本方針自体は国交省が取りまとめて閣議決定まで作業しますが、施策間の連携、他省庁との連携は言うまでもなく当然というつもりでやっているということで、そうした連携の在り方をどう表現するかというのは考えさせていただきたいと思います。

私からは、以上でございます。

【中井部会長】 ありがとうございます。

審議官、御発言はよろしいですか。

【土地政策審議官】 どうもありがとうございます。今日、先生方のお話をずっと伺いさせていただいて、いずれもごもっともだな、ちゃんとそれに応えるものをつくっていかないといけないかなと思っておりました。

評価の話については、前回も御議論、御指摘いただいて、何かお答えできるものというので、もともと計画ってKPIを定めているのですが、これは定めてなかったものですから、他省庁さんともお話しして関連しそうなものをピックアップしながら整理してきたんですけれども、数字等の間違いもございましたし、どうやって出すのが皆様に分かりやすく御提示できるのかということを含めて、再度、私どもの中でも整理して、またお出しでき

るようにしたいと思います。

それから、全体の話、資料2のほうでなっておりますけれども、大きな方向性と具体の取組について幾つか今回も出させていただきますが、実は、これからまさに関係省庁さんを含めまして、私どもの中で次のテーマはどういうことかというのを考えていかないといけない。今書いてあることが全てというよりかは、本当にたたき台みたいなのところがありますので、本日いただきました先生方の御意見を何度もかみしめながら、どんなことができるのか、次回に向けまして詰めてまいりたいと存じます。

いよいよ、年末になりましたし、来年、年明けになりますと取りまとめの時期が参りますので、私ども事務方のほうから委員の先生方に都度都度御相談させていただくことが多くなるかと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、年末の挨拶に代えまして、この1年も大変お世話になり、どうもありがとうございました。引き続き、よろしくお願いいたします。

【中井部会長】 どうもありがとうございました。

ちょうど時間にもなりましたので本日の議論はこれぐらいにさせていただければと思うんですが、今日は、大きくは評価についてと個別の施策、もう少し、骨太の部分みたいなものも含めて、幾つかの段階がありそうだなあというふうに思いました。

それから、評価を次の政策方針にどう結びつけていくかというところが、それは多分、頭の中にはあるんでしょうけれども、あまりはっきり書かれてなかったので、少しそういったことを意識しながら、方針のたたき台というものを、当然、全部を改めるということはないと思いますが、ある程度継続性を配慮しながら次回に向けて作成いただき、次回、この部会の中で検討することになろうかと思います。個別の委員の先生方にも、多分、事務局のほうからいろいろと、聞きたいこと、あるいは教えていただきたいことがあるかと思っておりますので、その際はぜひ、委員の皆さん、御協力のほうをよろしくお願いしたいと思います。

それでは、本日はこれぐらいにさせていただければと思います。ここで、進行を事務局にお返しいたします。どうもありがとうございました。

【司会】 中井部会長、ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、長時間にわたる御審議をいただき、ありがとうございました。次回会議は、3月頃を予定しております。詳細につきましては、追って御連絡いたします。

それでは、以上をもちまして、本日の企画部会を終了いたします。本日は、誠にありがとうございました。

—— 了 ——